

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(令和 8 年 6 月 16 日 理事会確認)

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人川村学園（以下「この法人」という。）の「寄附行為」第 58 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員及び評議員の報酬等とは、基本報酬、特別報酬、勤務手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員及び評議員の基本報酬
- (2) 理事長の特別報酬及び勤務手当

2 役員が退任したときは、退任慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 基本報酬 別表第 1 に定める額
- (2) 特別手当及び勤務手当 別表第 2 に定める額
- (3) 退職慰労金 理事会の議を経て理事長が決定する額

2 評議員に対する報酬等の額は、1 年につき 374,000 円の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 基本報酬 毎年6月及び12月(それぞれ6か月分)
- (2) 特別報酬及び勤務手当 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)
- (3) 退任慰労金 退任した日の属する月の翌月20日まで

2 評議員に対する報酬等の支給の時期は、毎年6月及び12月とする。なお、それぞれにおいて、1年につき支給される額の2分の1の額を支給する。

第5条の2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 退任により未支給の報酬等がある場合は、退任した日の属する月の翌月20日までに支給する。

4 「寄附行為」第12条第1項(理事)及び第28条第1項(監事)並びに第35条第3項(評議員)の規定により、退任後もそれぞれの権利義務を有する間は、退任前に支給していた報酬等を引き続き支給する。

第5条の3 本人死亡により退任した場合、前条第3項に規定する報酬等は、その遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は次のとおりとする。なお、第1号から第5号までの事実は、戸籍謄抄本等公的書類にて確認する。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 祖父母
- (5) 兄弟姉妹
- (6) 死亡した役員があらかじめ報酬等贈与を指定した者

3 前項において同順位の者が2人以上あるときは、その代表者に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員及び評議員に就任した者又は退任した者には、月単位で報酬を支給する。なお、評議員については、1年につき支給される額の12分の1の額を月額とする。

2 月の中途における就任又は退任の場合の月数について、その月の対象となる日数が15日以上の場合は1か月に切り上げ、15日未満の場合は切り捨てる。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、「私立学校法」第137条第2号に定める報酬等の支給の基準(財産目録等)として公表する。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（役員の基本報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 90,000円
常務理事	月額 90,000円
理事	月額 90,000円
監事	月額 90,000円

別表第2（理事長の特別報酬及び勤務手当）

特別報酬	月額 450,000円
勤務手当	特別報酬月額×0.2か月分